

企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対するコメント

2019年4月5日

小川 和彦（公認会計士）

企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対して、次のとおりコメントを申し上げます。

質問7（市場価格のない株式等の取扱い）

【コメント】

時価算定会計基準案の範囲（時価算定会計基準案3項）に含まれないような構成資産（例えば、不動産）が太宗を占める組合等についても、「市場価格のない株式等」と同様に取得原価をもって貸借対照表価額とするものに含まれることが分かるような記載に変更すべきと考える。

（理由）

例えば、外国の組合等でその構成資産が不動産で、不動産につき何らかの方式により価額の算定がされていた場合でも、金融商品でもなく、時価算定会計基準案の範囲に不動産が含まれていないことから、取得原価をもって貸借対照表価額とするものとする。現状、「市場価格のない株式等」の文言が限定的なものとなっており、本来時価評価すべきでないものが時価評価の範囲に含まれる、または含めるべきというような誤解が生じる懸念があるものとする。

質問9（適用時期及び経過措置に関する質問）

③の経過措置（第三者から入手した相場価格の利用）について

【コメント】

第三者から入手した相場価格の利用に係る適用時期（経過措置）と、それを利用した商品の金融商品時価開示適用指針案5-2項の開示の適用時期は合わせるべきと考える。

（理由）

第三者から入手した相場価格の利用に係る経過措置を設けることにより、その利用の判断に係る手続（時価算定適用指針案42項）を実施することなく、つまり、インプットを確認することなく、インプットの観察可能性および重要性による金融商品時価開示適用指針案5-2項の開示がなされる。このことは、レベルの分類の客観性および検証可能性がないことであり、注記の信頼性および有用性が乏しいことと考える。

④の経過措置（投資信託の時価の算定及びレベルの分類）について

【コメント】

投資信託の時価の算定に係る検討が終わるまでは、便宜的な時価のレベルの分類は定めず、当該検討後に時価のレベルの分類を定めるべきと考える。

（理由）

時価のレベルの考え方が変わり得る状況下では、便宜的な時価のレベルの分類を設ける有用性はなく、むしろ弊害があるものとする（検討後、時価のレベルの分類の考えの変更による金額の異動により、時系列の比較可能性がないことなど）。

④の経過措置（投資信託の時価の算定及びレベルの分類）について

【コメント】

便宜的な時価のレベルの分類の文言の「算定日において基準価格で無条件に解約可能」と記載のあるところを、「算定日において基準価格で通常の期間内に解約可能」（「無条件に」を「通常の期間内に」）というような記載などにすべきと考える。

（理由）

投資信託の約款において1回ないし1日あたりの取引金額ないし取引回数の上限を定めている場合などが存在する。「無条件に」となると相応の投資信託がレベル3になり得る可能性がある。便宜的な時価のレベルの分類の文言は、現在の国際的な会計基準やその適用実務にないようなものとの認識であり、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組みの方向性とは異なる。また、国際的な会計基準に基づく財務諸表を別途報告・参考開示している企業では日本基準に基づく財務諸表との差異が生じることが想定される。他に、この分類により、活発でない市場における株式等がレベル2となる一方で、活発な市場における株式を構成資産とする私募の投資信託が当該定めによりレベル3になる可能性があり平仄がないことから、「算定日において基準価格で通常の期間内に解約可能」（「無条件に」を「通常の期間内に」）というような記載にすべきと考える。

以 上